

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 2 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第 2 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、法令または当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員から申し出があるときは、その全部または一部をその者の預金口座への振り込みによる方法により支払うことができる。

3 いかなる給与も理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。

(給与の種類)

第 3 条 給与は、給料および手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料)

第 4 条 給料は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。

(給料表の種類)

第 5 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 一般職給料表（別表第 2）

(3) 技能労務職給料表（別表第 3）

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 4）に定めるとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格および降格)

第 7 条 職員の昇格および降格は、理事長が定める基準による。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳（技能労務職給料表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、第 1 項に規

定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給)

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下この条において「給与期間」という。）について、その月の月額を毎月1回21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。
- 2 期末手当および勤勉手当の支給日は次の各号に定める日とする。ただしその支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
 - (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
 - 3 給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
 - 4 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 5 入試手当は、入試業務が終了した日が属する給与期間の次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 6 職員がその者またはその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によって支給する。

(給料の日割計算)

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第4条に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 第1項または第2項に規定するもののほか給料を日割りによって支給する場合については、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

- 第11条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

- 第12条 管理職手当は、管理または監督の地位にある別表第5に掲げる者（以下「管理職員」という。）に対し、その職の特殊性に基づき、その区分に応じて理事長が定める額を支給する。
- 2 前項の理事長が定める額は、管理職員の属する職務における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。
 - 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第32条第1項に該当し理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

- 第13条 初任給調整手当は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が指定するものに対し、月額50,700円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごと

にその額を減じて支給する。

- 2 初任給調整手当の支給される職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母および祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害を有する者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「教4級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,300円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡したした場合においてはそれぞれの者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第16条 地域手当は、法人の存する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額9,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍を貸与されている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第19条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が貸与する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額および第2号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を14,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）または自転車その他理事長が定める交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて別表第6に定める額（自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に3,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - イ 自転車等を使用する場合 その使用距離に応じて別表第7に定める額（自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の使用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号アもしくはイに定める額
- 3 就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるものうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額か

ら運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して理事長が定める者であった者から引き続き職員 職員就業規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に該当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間)に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間(自動車または自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 8 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第19条 単身赴任手当は、就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額)とする。
- 3 この規程の適用を新たに受けることとなった職員が、採用に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(入試手当)

- 第19条の2 入試手当は、職員就業規則第2条第2項に定める教員が別表第7の2の区分欄に掲げる委員等を務め入試業務に従事した場合に、委員等の区分に応じ手当額欄に掲げる額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員等を辞任した場合および任期の途中から委員等に就任した場合の入試手当の額は、在任期間に応じて別表第7の2の手当額欄に掲げる額を月割りで算定した額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)と

する。

(給与の減額)

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第6条の2に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)、祝日法による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が承認を得ないで勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
 - 3 前項の承認の基準は、理事長が別に定める。
 - 4 第1項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当)

- 第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分135
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第4条第1項および第6条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する理事長が定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50
 - 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、労使協定により、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

(休日勤務手当)

- 第22条 祝日法による休日および年末年始の休日(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間(休日等における勤務時間規程第8条の規定(以下「休日の振替に関する規定」という。))に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。)、休日の

振替に関する規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当、ならびに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じたものを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の祝日法による休日（週休日である土曜日を除く。）および年末年始の休日（週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたもので除した額とする。

- 2 前項の額の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

（管理職員特別勤務手当）

第25条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前二項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて別表第8に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第10条第2項各号に定める日（以下次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、または死亡した職員（第33条第9項の規定の適用を受ける職員および理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第30条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- （1）6箇月 100分の100
- （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80
- （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60
- （4）3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在）において職員が

受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第45条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第25条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名および同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定による一時差止処分を受けた者は、別に定めるところにより異議申立てをすることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し提訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前各号に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の別表第9に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）に理事長が定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日（以下この条および次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第21条から第23条までの規定は、第12条第1項の適用を受ける職員には適用しない。

2 第13条から第15条までおよび第17条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第31条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由により該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。（刑事事件起訴）

5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号または第4号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。（研修等）

6 職員が職員就業規則第16条第1項第5号に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上災害または通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分以内を支給することができる。（水難行方不明）

7 職員就業規則第16条第1項第6号の規定の適用を受け休職にされた場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居

手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。(特別事由休職)

- 8 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項および第6項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条第1項第1号(被後見人等該当)に該当して解雇され、または死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条および第28条の規定を準用する。この場合において第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第9項」と読み替えるものとする。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項第1号に規定する大学教育職給料表(以下「旧表」という。)の適用を受けていた者であって、公立大学法人滋賀県立大学への職員の引継ぎに関する条例(平成18年滋賀県条例第9号)により引き続き法人の職員となった者(以下「移行教員」という。)の給料表は、別に辞令を発せられない限り、教育職給料表(以下「新表」という。)を適用するものとする。
この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた旧表の職務の級が1級である者は新表1級、旧表の職務の級が2級である者は新表2級、旧表の職務の級が3級である者は新表3級、旧表の職務の級が4級である者は新表4級とし、号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた旧表の号給および当該号給の発令を受けた日から施行日の前日までの期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。)に応じて別表第1に定める対応の号給とする。
- 3 施行日の前日において旧表の職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた移行教員にあっては、対応する新表の職務の級の最高の号給とする。ただし、旧表4級であって別表第2に掲げる給料月額を受けていた者については、当該給料月額の発令を受けた日から施行日の前日までの期間に応じて同表に定める対応の号給とする。
- 4 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。)第2条第1項第2号の規定により法人に派遣となった者(以下「派遣職員」という。)の施行日における給料表の適用は、第5条第1項第1号に規定する一般職給料表を滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第3号に規定する行政職給料表と、第5条第1項第3号に規定する技能労務職員給料表を滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号。以下「技能労務職員規則」という。)第4条に規定する技能労務職員給料表とみなして、給与条例または技能労務職員規則に定める給料の切り替えに準じて、職務の級および号給を定める。
- 5 移行教員のうちその者の受ける給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額)が施行日の前日において受けていた給料月額(平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。)にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額)のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。)を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。)をそれぞれ減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。
- 6 施行日において派遣条例により同日派遣された派遣職員のうちその者の受ける給料月額

(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額)が施行日の前日において受けていた給料月額(平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。)にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額)のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。)を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。)をそれぞれ減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。

- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項および第26条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と付則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日の前日までに、学校職員給与条例、給与条例または技能労務職員規則の規定により認定されていた移行教員および派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。
- 10 平成22年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

(地域手当に関する特例)

- 11 当分の間、第16条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	(1)	1号給から72号給まで
	(2)	1号給から16号給まで

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

付 則

- 1 この規程は、理事長が別に定める日から施行する。

2 この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

3 改正後の第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、新規程の規定による当該適用または異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず旧規程の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から新規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成20年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

6 平成20年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

（給与の内払）

7 改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

8 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第24条関係）

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（別表第4の2、別表第5関係）

付 則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第26条第2項および第3項ならびに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)
2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項第2号中「2, 200円」とあるのは「3, 400円」と、同項第4号中「1, 100円」とあるのは「1, 700円」とする。

付 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成23年12月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成25年5月8日から施行する。

付 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年1月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年1月6日から施行し、第13条の規定および別表第1から別表第3までは平成26年4月1日、第29条の規定は平成26年12月1日、別表第6は平成27年1月1日から適用する。

- 付 則
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における規程(平成18年4月1日施行)付則第5項および第6項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、「職員で」とあるのは「職員であつて、規程(平成18年4月1日施行)付則第5項および第6項の規定の適用を受けるもので」と、「給料月額に」とあるのは「平成27年3月31日において受けていた給料月額と付則第5項および第6項の規定による給料の額との合計額に」とする。
 - 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7.5」とあるのは「100分の7.5を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
 - 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「30, 000円」とあるのは「30, 000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

- 付 則
- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成27年4月1日から適用する。
 - 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同

項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

- 3 平成28年3月15日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年3月15日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年1月10日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表1による。
- 3 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表2による。
- 4 平成31年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表3による。
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 6 平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成29年4月1日から適用し、第14条の規定および第24条の規定は平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき7,500円とする。
- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。
- 4 平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1から別表第3 (別紙)

別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表

1 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

2 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	(1) 主任主事の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	(1) 係長、副主幹、主任主査または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事の職務
4級	(1) 主幹または専門員の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長、副主幹、主任主査または主査の業務
5級	(1) 課長補佐、室長補佐または副参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹または専門員の職務
6級	(1) 課長の職務 (2) 参事の職務 (3) 困難な業務を行う課長補佐、室長補佐または副参事の職務
7級	理事長が定める課長の職務
8級	事務局次長の職務

3 技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
(1)	(1) 技術員の職務 (2) 船舶運転技術員の職務
(2)	技師の職務

別表第5 (第12条関係) 管理職手当支給職務表

管理職手当を支給する職	区分
事務局次長	第一種
課長 (理事長の定める課長の職に限る。)	第二種
課長 (理事長の定める課長の職を除く。)、および学部長	第三種
理事長が別に定めるものの職	第四種

別表第6（第18条関係）自動車を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	3, 900円
5 km以上 10 km未満	5, 700円
10 km以上 14 km未満	8, 100円
14 km以上 18 km未満	10, 500円
18 km以上 22 km未満	12, 900円
22 km以上 26 km未満	15, 300円
26 km以上 30 km未満	17, 700円
30 km以上 34 km未満	20, 100円
34 km以上 38 km未満	22, 500円
38 km以上 42 km未満	24, 400円
42 km以上 46 km未満	25, 900円
46 km以上 50 km未満	27, 400円
50 km以上 54 km未満	28, 900円
54 km以上 58 km未満	30, 400円
58 km以上 62 km未満	31, 600円
62 km以上	32, 800円

別表第7（第18条関係）自転車等を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	2, 500円
5 km以上 10 km未満	4, 600円
10 km以上 15 km未満	7, 000円
15 km以上 20 km未満	9, 400円
20 km以上 25 km未満	11, 800円
25 km以上 30 km未満	14, 200円
30 km以上	16, 600円

別表第7の2（第19条の2関係）入試手当額表

区 分		手当額
一般 選抜	主任出題委員（数学・理科・英語・国語）	80, 000円
	出題・採点委員	60, 000円
	出題・採点委員（小論文）	30, 000円
	出題・採点委員（実技）	15, 000円
	採点委員（点検委員含）	8, 000円
	採点補助員	5, 000円
	面接委員	8, 000円
特別 選抜	出題・採点委員	20, 000円
	出題・採点委員（実技）	10, 000円
	採点委員	5, 000円
	点検委員	8, 000円
	面接委員	8, 000円
大学 入試 センター 試験	試験実施本部員	従事時間数に応じ、独立行政法人大学入試センターが規定する基準額を基に予算で定める額
	試験監督者	
	監督補助員	

別表第8（第25条関係）管理職員特別勤務手当適用表

1 週休日等における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき	6時間を超える勤務1回につき
第一種	10,000円	15,000円
第二種または第三種	6,000円	9,000円
第四種	4,000円	6,000円

2 週休日等以外の日における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき
第一種	5,000円
第二種または第三種	3,000円
第四種	2,000円

別表第9（第29条関係）勤勉手当の勤務期間の期間率表

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第1（第5条関係）
教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	273,900	321,200	405,100
	2	215,200	276,900	324,100	407,400
	3	217,400	279,700	327,200	409,800
	4	219,600	282,500	330,200	412,300
	5	221,700	285,300	333,400	414,600
	6	223,900	287,800	336,200	417,100
	7	226,100	290,000	338,800	419,300
	8	228,200	292,400	341,500	421,800
	9	230,500	295,100	344,500	423,500
	10	232,900	297,600	347,500	426,000
	11	235,300	300,000	350,600	428,400
	12	237,700	302,600	353,900	430,700
	13	240,000	305,000	356,800	432,100
	14	242,400	307,000	358,900	434,300
	15	244,800	309,100	361,200	436,500
	16	247,200	311,000	363,800	438,800
	17	249,300	313,200	366,200	441,100
	18	252,400	315,400	368,400	443,500
	19	255,500	317,400	370,700	445,800
	20	258,600	319,400	372,800	448,200
	21	261,500	321,400	374,900	450,300
	22	264,500	323,900	377,000	452,600
	23	267,400	326,500	379,100	455,000
	24	270,300	329,300	381,100	457,300
	25	273,100	331,400	382,700	459,300
	26	275,700	333,600	384,500	461,500
	27	278,200	335,800	386,300	463,600
	28	280,900	338,300	388,200	465,800
	29	283,800	340,700	390,100	467,900
	30	286,200	342,900	391,800	470,200
	31	288,400	345,000	393,500	472,400
	32	290,800	346,900	395,200	474,500
	33	293,200	349,100	396,900	476,400
	34	295,400	351,400	398,700	478,500
	35	297,900	353,700	400,200	480,800
	36	300,200	355,900	402,000	483,000
	37	302,700	357,600	403,100	485,100
	38	304,400	359,600	404,700	487,100
	39	306,100	361,700	406,300	489,000
	40	307,800	363,600	407,800	490,900
	41	309,700	365,500	408,800	492,900
	42	310,500	367,400	410,400	494,800
	43	311,400	369,200	411,900	496,500
	44	312,300	371,000	413,500	498,400
	45	313,200	372,900	414,900	500,300
	46	314,300	374,700	416,500	502,100
	47	315,200	376,200	417,900	503,900
	48	316,300	378,000	419,500	505,800
	49	317,300	379,500	420,900	507,500
	50	318,400	381,100	422,200	509,200
	51	319,300	382,900	423,500	511,000
	52	320,200	384,600	424,800	512,900
	53	321,400	385,700	425,500	514,500
	54	322,400	387,200	426,500	516,100
	55	323,400	388,600	427,400	517,800
	56	324,400	390,200	428,300	519,400
	57	325,300	391,600	429,200	521,000
	58	326,400	393,000	430,100	522,300
	59	327,500	394,300	431,000	523,600
	60	328,500	395,800	431,900	524,800
	61	329,500	397,100	432,800	526,000
	62	330,500	398,500	433,700	527,000
	63	331,600	400,000	434,700	528,000
	64	332,700	401,500	435,800	529,000
	65	333,500	402,500	436,700	529,600
	66	334,600	403,600	437,700	530,500
	67	335,300	404,600	438,700	531,400
	68	336,400	405,700	439,600	532,300
	69	337,000	406,700	440,600	533,200
	70	338,100	407,600	441,600	534,000
	71	339,100	408,400	442,500	534,700

再雇
用職
員以
外の
職員

別表第1 (第5条関係)
教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	72	340,200	409,200	443,500	535,200
	73	340,600	410,000	444,500	535,900
	74	341,600	410,900	445,400	536,400
	75	342,600	411,700	446,300	537,200
	76	343,600	412,500	447,300	537,800
	77	344,600	413,200	448,100	538,300
	78	345,600	413,600	448,600	
	79	346,500	413,900	449,300	
	80	347,400	414,200	449,900	
	81	348,400	414,500	450,700	
	82	349,400	414,800	451,400	
	83	350,400	415,000	451,700	
	84	351,400	415,300	452,300	
	85	352,000	415,600	452,700	
	86	352,600	415,900	453,000	
	87	353,200	416,200	453,300	
	88	353,800	416,500	453,600	
	89	354,400	416,700	453,900	
	90	354,800	417,000		
	91	355,200	417,300		
	92	355,700	417,600		
	93	356,200	417,800		
	94	356,600	418,100		
	95	357,100	418,400		
	96	357,600	418,700		
	97	358,200	418,900		
	98	358,700	419,200		
	99	359,100	419,500		
	100	359,600	419,700		
	101	360,000	419,900		
	102	360,500	420,200		
	103	360,800	420,500		
	104	361,300	420,700		
	105	361,800	420,900		
	106	362,200			
	107	362,700			
	108	363,200			
	109	363,600			
	110	364,100			
	111	364,600			
	112	365,000			
	113	365,400			
	114	365,800			
	115	366,300			
	116	366,700			
	117	367,100			
	118	367,500			
	119	368,000			
	120	368,400			
	121	368,700			
	122	369,100			
	123	369,600			
	124	369,900			
	125	370,300			
	126	370,800			
	127	371,300			
	128	371,700			
	129	372,100			
再雇 用職 員		282,400	293,400	315,300	399,300

注 この表は、教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。

別表第2 (第5条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
再雇 用職 員以 外の 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		

別表第2（第5条関係）
一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
	94		294,400	342,200					
	95		294,800	342,700					
	96		295,200	343,100					
	97		295,400	343,200					
	98		295,700	343,700					
	99		296,100	344,100					
	100		296,500	344,400					
	101		296,700	344,700					
	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再雇 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
1	128,900	203,700
2	129,800	205,000
3	130,800	206,300
4	131,700	207,600
5	132,700	213,600
6	133,700	215,400
7	134,700	217,100
8	135,700	218,900
9	136,500	220,600
10	137,500	222,300
11	138,500	223,900
12	139,600	225,500
13	140,400	227,000
14	141,400	228,700
15	142,400	230,300
16	143,400	231,900
17	144,500	233,100
18	145,700	234,600
19	146,900	236,000
20	148,100	237,300
21	149,200	238,600
22	150,400	239,800
23	151,600	240,800
24	152,800	242,000
25	154,000	243,300
26	155,500	244,500
27	157,000	245,700
28	158,500	247,000
29	159,900	247,900
30	161,400	249,300
31	162,900	250,700
32	164,400	252,200
33	165,900	259,700
34	167,700	261,500
35	169,500	263,200
36	171,300	264,900
37	173,100	266,900
38	174,800	268,800
39	176,500	270,600
40	178,200	272,400
41	179,200	274,100
42	180,900	276,000
43	182,600	277,900
44	184,300	279,600
45	185,800	281,200
46	187,600	283,100
47	189,400	284,900
48	191,100	286,800
49	192,700	288,400
50	194,200	290,100
51	195,700	291,900
52	197,200	293,700
53	198,500	295,300
54	199,800	297,000
55	201,100	298,500
56	202,400	300,100
57	203,700	301,700
58	205,000	303,400
59	206,300	305,000
60	207,600	306,700
61	213,600	307,700
62	215,400	309,200
63	217,100	310,700
64	218,900	312,300
65	220,600	313,900
66	222,300	315,500
67	223,900	317,100
68	225,500	318,600
69	227,000	320,100
70	228,700	321,300
71	230,300	322,500
72	231,900	323,700
73	233,100	324,400
74	234,600	325,300
75	236,000	326,100
76	237,300	326,900
77	238,600	327,800
78	239,800	328,200
79	240,800	328,900
80	242,000	329,700
81	243,300	330,500
82	244,500	331,200

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
83	245,700	331,900
84	247,000	332,600
85	247,900	333,100
86	249,300	333,700
87	250,700	334,200
88	252,200	334,800
89	259,700	335,100
90	261,500	335,600
91	263,200	336,000
92	264,900	336,500
93	266,900	347,800
94	268,800	349,200
95	270,600	350,700
96	272,400	352,200
97	274,100	353,800
98	276,000	354,600
99	277,900	355,800
100	279,600	356,800
101	281,200	357,700
102	283,100	358,800
103	284,900	359,700
104	286,800	360,800
105	288,400	361,700
106	290,100	362,400
107	291,900	363,100
108	293,700	363,800
109	295,300	364,200
110	297,000	364,800
111	298,500	365,500
112	300,100	366,200
113	301,700	366,500
114	303,400	367,200
115	305,000	367,900
116	306,700	368,600
117	307,700	368,900
118	309,200	369,500
119	310,700	370,200
120	312,300	370,800
121	313,900	371,100
122	315,500	371,700
123	317,100	372,400
124	318,600	373,000
125	320,100	373,400
126	321,300	373,900
127	322,500	374,500
128	323,700	375,000
129	324,400	375,500
130	325,300	376,100
131	326,100	376,600
132	326,900	376,900
133	327,800	377,300
134	328,200	377,800
135	328,900	378,200
136	329,700	378,600
137	330,500	379,000
138	331,200	379,500
139	331,900	379,900
140	332,600	380,300
141	333,100	380,600
142	333,700	
143	334,200	
144	334,800	
145	335,100	
146	335,600	
147	336,000	
148	336,500	
149	336,900	
150	337,400	
151	337,900	
152	338,400	
再雇用職員	222,800	

注 この表の(1)欄は技術員または船舶運転技術員に、
(2)欄は技師に適用する。

改正後職員給与規程第14条および第15条 読替対照表1 (付則第2項)

読替え前	読替え後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「教4級職員等」という。))</u>にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき7,300円</p> <p>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))</u>については11,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき7,300円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,500円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,500円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>	<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>
<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p>	<p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) (3) <u>扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</u> (4) <u>扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</u></p>
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>	<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>
<p>3 扶養手当は、次の各号のいずれか _____に掲げる事実が生じた場合においては、その</p>	<p>3 扶養手当は、<u>第1号、第2号もしくは第5号</u>に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲</p>

事実が生じた日の属する月の翌月（その日が___月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

_____について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- ~~(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合~~
- ~~(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合~~
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

改正後職員給与規程第14条および第15条 読替対照表2 (付則第3項)

読替え前	読替え後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「教4級職員等」という。)</u>にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円</p> <p>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)</u>については9,000円、同項第2号</p> <p>に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>	<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p>
<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>_____を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p>	<p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p>
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>	<p>(3) <u>扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</u> (4) <u>扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</u></p>
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>	<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p>
<p>3 扶養手当は、次の各号のいずれか _____に掲げる事実が生じた場合においては、その</p>	<p>3 扶養手当は、<u>第1号、第2号もしくは第5号</u>に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲</p>

事実が生じた日の属する月の翌月（その日が___月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

_____について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

げること、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- ~~(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合~~
- ~~(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合~~
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

改正後職員給与規程第14条および第15条 読替対照表3 (付則第4項)

読替え前	読替え後
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「教4級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円_____、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,300円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、</p>

第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

第3号または第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1項に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれか _____ に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、第1号、第2号または第5号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合

~~(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教4級職員等が教4級職員等以外の職員となった場合~~

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合

~~(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教4級職員等以外のものが教4級職員等となった場合~~

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち
特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち
特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合